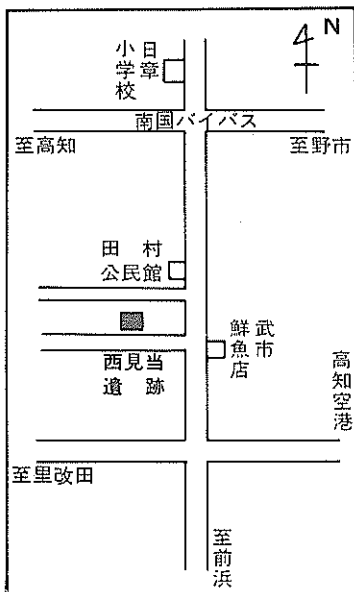


史跡・文化財めぐり⑪（西見当遺跡）



田村の西見当で発見された弥生時代前期（約 2,200年前）の住居跡「西見当遺跡」。

先月18日から1週間にわたり、高知女子大の岡本健児教授らによって発掘調査が行われた。炊事場や作業場、貯蔵庫と思われるところから、石ふ、ツボ、浅バチなどが多数発見され、古代の稲作を探る貴重な調査となった。

市では、これら出土品の分析がすむ7月ごろには展示会を開こうと予定しています。

広報 **なんこく**

3/15 1976 No.214

編集・発行／南国市広報委員会

財政再建案を諮問

年間一億円

高負担・人件費削減・



小笠原市長は「南国市財政の再建について」財政再建計画案を財政再建審議会（市会議員15人で構成）に諮問、自主再建のための方策を検討した。（市役所会議室で）

再建で解消していくための財政再建案を具体的に検討することを決定。細かな内容について説明を求めるとともに積極的な再建策を答申することになりました。

50年度に比べ
四億四千万円の削減

また、説明にたった唐岩企画財政課長は「再建案は50年度に比べて約四億四千万円の削減で、こ

れは税金など歳入で九千万円、歳出では人件費削減一億五千万円、失業対策事業などの扶助費削減一億三千九百万円、物件費四千万円、補助費等四千万円など。今後の見通しとしては経常収支比率で九割の赤字になるので、この解消分一億九千万円、失業対策事業の経費五千万円、公債費（借金の支払い）の増加一億八千万円、赤字の解消一億円の計画だ。なお、特別交付税が一億八千万円見込まれるので、このうち一億円が義務

年次計画で赤字解消

財政構造の健全化も

財政再建計画案の基本方針は次のとおりです。

【基本方針】赤字解消の手段としては、支払い繰り延べ、予算の不執行、市有財産の処分などがある。財産処分は基本財産も含まれるので、やむをえない場合は開発公社に売却するなど緊急措置をとる。赤字解消ばかりでなく、財政構造の健全化を図り、市民福祉の向上に努めなければならないが、今回の赤字発生は臨時的な特定要素によるものでなく、慢性的な不良構造によるので、一時的な行政水準低下もやむをえない。

歳入面では、自主財源である市

税の増収のため、税率引き上げ、市独自の法定外普通税の課税も考えるべきだ。また、税以外の市民負担は、負担分任の原則により、特定の事務事業では受益者が相当の負担をする制度を確立する。

歳出面では、経常収支率による財政構造が極度に悪化している。このため、新たな構想で合理化による節減と市費負担の責任を明確にし、最少の経費で最大の効果をあげることに徹する。

赤字解消の目標額、年次は50年度末の赤字額によるが、おおむね標準財政規模の五割（約一億円）を一年間の解消額とする。

の赤字解消

福祉切り下げで

累積赤字、約八億円

51年度は二カ月の暫定予算

小笠原市長は自主再建のため税率の引き上げ・人件費削減の削減などで50年度に比べ約四億四千万円を減額。年間一億円の赤字解消をまとめた「財政再建計画案」を市財政再建審議会（松本二朗会長ら市議十五人で構成）に諮問した。

不況、インフレのなかでの高負担、人件費削減の削減、福祉切り下げだけに市民の議論を呼びそうだ。

国の制度 改善を要望

市財政再建審議会は二月二十五日、小笠原市長から「市財政の再建について」諮問を受けました。それにより、赤字解消の赤字削減の主な原因は①財政構造の欠か

②債務負担行為で後年度に財政負担を転嫁したこと③超過負担など国の制度的なものにある。そこで、国の制度などの改善を要望するとともに税率など自主財源の拡充につとめながら財政構造を改善。年次計画で赤字解消につとめるため財政計画案を定めたので諮問する」というもの。（諮問内容のあらましは別表のとおりです。）

続いて市長、吉本助役から「50年度は、現在約八億円の累積赤字が見込まれているので、市有林（上倉）を開発公社に売却することによって四億円以内の赤字にとどめたい。五十一年度予算については見通しがたないので、四月、五月の暫定予算を組みたい。」と現状報告。

同審議会もこれを受けて「自主

赤字の原因

- ▼財政構造の欠かん
- ▼債務負担行為で後年度に財政負担を転嫁
- ▼超過負担など国の制度的なもの



50年度の決算
4億円の赤字？



自主再建の案

税の引上げ	5800万円
保育料・手教科	2500万円
人件費の削減	1億2350万円
物件費の節減	5500万円
補助費等の削減	3960万円
扶助費の削減	1億3440万円
繰出金の廃止	1000万円
その他	?
合計	4億4550万円



年間一億円の赤字解消

財政再建計画案を諮問

50年度
に比べ **4億**

4000万円の削減案

項目	内容	説明	金額(万円)		
歳入	税収入	個人市民税所得割 1.1倍	2,800	5,800万円	
		法人市民税均等割 法改正による超過	200		
		固定資産税 $\frac{1}{100}$ を $\frac{1}{100}$ に引き上げ	2,100		
		軽自動車税 20%引き上げ	600		
		鉱産税 20%引き上げ	100		
	新税の創設	目的税(例えば都市計画税)			
		法定外普通税(例えば農地特別土地保有税)			
		課税客体の補そく 職員強化、応援体制などで給与所得以外の補そく、均衡			
	徴収率の向上	納税組合の育成強化、滞納整理			
	使用料 手数料	使用料	公民館、体育館などの使用料は他市町村の高い水準に改訂		500万円
無料使用料の再検討					
市営住宅使用料 2倍に引き上げ(国の基準並み)			500		
手数料		幼稚園、女学院の授業料引き上げ			
分担金 負担金	保育料	証明、閲覧、謄抄本の手数料引き上げ(手数料令の改正で30%引き上げ)	100	100万円	
		その他の手数料の見直し			
受益者 寄付金等	保育料(保護者負担金)を国の基準まで引き上げ(現行は基準の約8割を徴収している)		1,900	1,900万円	
財産収入	特定の者、特定の地域に使われる事務・事業については寄附金、実費徴収金の制度を確立 市の実施義務のないものについては、地元負担がなければ実施しない				
歳入合計				8,300万円	
歳出	人件費	一般職員	一般職と技能職の給料表改訂、案わたり是正		1億2,100万円 (1億5,100万円)
			定期昇給の延伸(4月以降から12カ月)	(3,000)	
			通勤手当の引き下げ(国家公務員の基準まで)	600	
			時間外手当の削減(夏期、年末一時金の廃止)	1,500	
			管理職手当の廃止	400	
			勲奨退職による不補充(14人の人員削減)	5,100	
		臨時職員の廃止(保育所保育母など52人の人員削減)	4,500		
	特別職	市長、助役、市議員などの給与、報酬は原則として51年度は引き上げない			250万円
	機構	支所の廃止	4支所の廃止(領石・岡豊・三和・十市) 特に三和支所は早急に廃止する		
			建設課と建築都計課を統合して建設課 商工水産課と農林園芸課・農業委員会を統合して産業経済課 教育委員会の総務課と学校教育課を統合して総務課 監査委員事務局と選挙管理委員会事務局を統合		
人員の再配置		人員配置を見直し、臨時職員を廃止する。 勲奨退職などの欠員補充をせず15人減員する(条例定数の40人減)			
旅費		視察、研修などの出張は最少限とする	400		
物件費	庁舎清掃	職員・または失業対策事業で庁内外の清掃(委託を廃止)	700		
	ゴミ袋有償化	全額を市民の負担とする(現在、1枚につき10円が市民負担)	1,600		

項目	内容	説明	金額(万円)	
物件費	し尿処理手数料	し尿処理手数料の引き上げによるもの	1,500	5,500万円
	管理費	電気・水道・冷暖房・通信費の徹底した削減		
	事務費	最低経費基準をつくり執行する 備品、貸与品の耐用年数延長、新規購入中止 共通物品の共同使用		
	食糧費	外部の接待以外の食事・宴会の廃止 起工式・落成式の公費負担廃止		
	事業費	社会教育、体育活動は一定限度の補助とし、会員などの負担とする		
	特定財源によるもの	特定財源によるものは補助基準内とする 補助事業の事務費は一般共通経費、人件費に充てる		
補助費等	市税前納報償金	前納報償金を去にする(現行は年利11%に相当する)	260	3,960万円
	その他の報償費	委員会委員などの報酬の見直し 地域的なもの、公職者への謝金廃止	700	
	負担金	県などの外部団体、市町村相互間の組織は脱退する		
	補助金	一般財源の総額を基準財政需要額の3%にする	3,000	
扶助費	失業対策扶助	失業対策事業従事者への手当は国・県の措置額以内とする	9,500	13,440万円
	浴場関係	同和地区の入浴料扶助を廃止。目の出浴場の民間譲渡	1,240	
	奨学資金		1,540	
	単独扶助	その他、市単独の扶助は全廃	1,160	
保育料	生活保護	保育料は国の基準に引き上げ(負担金の頂参照) 職員数の削減(国の基準に入所児童をあわせるため市立で約200人が入所できなくなる) 保育用品の大幅削減		
		限られた財源枠内で執行、選択は事業効果、重要度により計画的に執行する 一部の地域・住民の利用するものは受益者負担(歳入の項参照) 国などの基準のあるものはこれを基本とする 一部の住民要求に左右されない。事業計画、執行で住民の協力のない場合は中止する 補助・起債などの制度を研究し、一般財源を充てるのを少なくする設計は委託をやめて市で行う		
事業費	他会計への繰出金	水道会計、国保会計へは原則として繰り出しをしない	1,000	1,000万円
債務負担行為	赤字発生の原因になっているので、今後は「ヤミ起債」に類する債務負担行為はしない(借金の支払い金は51年度で6億円以上あり、市税の半分以上になる)			
歳出合計				3億6,250万円 (3億9,250万円)
総合計		▽ 50年度(50年12月現在)に比べて約4億4,000万円の削減効果がある。定期昇給の延伸3,000万円については50年度に比べて減るのではなく昇給で増える分が増えないもので()書きとした。 ▽ 試算できないものもあり、そのものは空白にした。 ▽ この資料は、企画財政課で試算し、51年3月3日の財政再建審議会に提出された資料の抜粋である		4億4,550万円 (4億7,550万円)

公害除去に努力

騒音は防げない

市連合婦人会の第十五回市政会議は、二月十三日、市役所大会議室に婦人代表約六十人を集めて開かれた。当日は小笠原市長ら市執行部、橋本議長ら市会議員七人も出席。

今回は、空港、同和、財政という市の根幹にかかわる問題が議題に据えられ、女性らしいきめこまかな鋭い質問が出されました。



まず、浜田連合婦人会長から「空港、同和、財政の問題について学習するのが今日の目的です。私たちの質問には、大変次元の低いものがあると思いますが、間違っている所は訂正してほしいと思います」と挨拶があったあと、小笠原市長から今日の三つの議題について、「私の祖先が滑走路の近くで眠っており、騒音と排気ガスを考えると胸が痛みます。しかし、そういうセンチメンタリズムやロマンスで文化の歴史を逆回転させることはできません。国庫の方針が、実行段階に移った時、どう対処するかを真剣に考えるのが市長の役目であろうと考えています」

静かな

環境は宝

「一番大きな問題は、むしろ同和問題だと思います。長い間辛抱されてきた人たちがだんだん鬱みを直している。少々手厚い対策をとっても焼もちのようなことは慣むべきではないかと思えます。」

「財政問題には特効薬はありません。今、日本は転換期にきており過大な要求は遠慮願わねばならないかもしれません」と話があった。議題に入りました。

などに対して、技術的にどこまで被害を少なくできるか。また土地を取られる人たちにどういう対策をとるか、運輸省などから事情を聞き、皆さんと相談しながらという程度のことしかできないことを正直に申しておきます。

島内特別調査委員長・地方行政の議会には課せられた権限があり、それを活用したことをしても効果はあります。これに関連して浦戸湾の埋立て問題をよく言われますが、あれは高知市議会の権限が及びますから、議決いかんで阻止も理立てできませんでした。この基本的なことについて、私たちは公開質問状でそれぞれの団体にくわしく説明してありますが、下においでしていない。だから、議会は不採択にしてけしからんというが阻止しようにも阻止できないわけですね。私たちが勉強できれば、それができる方法を教えてください。反対市民連合にも何か知恵をお借りしましたが返事がないので、豊中や伊丹などに調査に行きましたが、議会が住民運動に従って議決しているかという点、今いった基本的な問題があり、議会は議会の立場で公害除去の努力をしています。

特定空港に指定されたのは、プーラ空港で広島と高知だけです。これは、みなさんの運動が功のつ

第15回市政会議

婦人らしく、きめこまかく

たものと思います。特定空港に指定されずと、防音装置などに対して法の援助がうけられます。

なぜ出している

国会議員

問い・私たちは、県会議員、国会議員というものをしています。なぜ出しているんでしょう。国会で拡張するのはいかんという権限はないものでしょうか。市会議員が、県会議員や国会議員に働きかけて、運輸省にも行って、未然に防ぐのが市会議員の役目だと思っ

問い・知事は県民のために、といっています。それなら県民、市民にどんなよいことがあるのかと聞くと、どなたも満足のゆく答えをしてくれません。

二期も三期もつとめた議員さんがたくさんおられますが、そうした議員さんがおって赤字がでています。信頼してまかせてあった議員さんに大きな赤字をつくられたましかその負担を市民にかけてくるまいと思いますが、私は空港問題についても、どこまで議員さんを信頼してよいかわからない。どこまでも、生活のために反対します。

橋本議長、これは県民の経済をよくするために生れた問題ですが、県のために南國市が犠牲にならね

現在にマッチした扱いを

差別の実態から学習

生活の実態に

差別が

問い・公民館の事業計画の中に、同和問題の学習があり、映画を見ていますが、集ったみなさんに、「まっことそうじゃ、また聞きたい」といわれるとき、「あんな話だったらもう聞かなくてもええ」といわれるときがあります。な

が、それは逃げ口上で拡張がなければ、売らねばならないわけですね。問題は、祖先伝来の土地を失うということですね。これは地権者が売らなければよい、これは私たちに関知できません。売りたいという人がいるから問題になります。もう一つは公害の問題です。この二つの問題がなければ反対の理由がないわけです。

問い・県政の利益というけれど、私はおそらくこれは企業のための拡張だろうと思います。すぐ地権者が売らなければよいといいますが、それは逃げ口上で拡張がなければ、売らねばならないわけですね。問題は、祖先伝来の土地を失うということですね。これは地権者が売らなければよい、これは私たちに関知できません。売りたいという人がいるから問題になります。もう一つは公害の問題です。この二つの問題がなければ反対の理由がないわけです。

三年ほど前に、「建設ニュース」で徳島空港と高知空港を間違えて「高知空港は自衛隊が使用することを前提に拡張する」と載っていた特別委員会の問題になり、防衛庁へ行ったが間違いだということがわかった。

問い・私が言う基地化というのは、自衛隊がくるとか、こないとかというのではなく、一朝、事ある時に飛行機の飛ぶところは攻撃をうけるといふことです。戦争はおこらないと誰がいいきれでしよう。

決は国民的課題であり、国、地方公共団体の責務です。

同和行政は、市民的権利（職業選択の自由、住居移転の自由、結婚の自由）が対象地域の人に完全に保証されていないということで行われているわけですね。同和問題の正しい認識をいただいで一日も早く解決しなければならぬと考えています。

問い・教育長さんのおっしゃったように、これを実態から学ぶというのだったら、両方の婦人がじっくり話し合わなければむづかしい問題だと思えます。

くわしくは知りませんが、徳川時代、武家が威張るために作られた人たたちを、今もなぜ私たちに差別するなどののか。私は差別をしておりませんが、ある一点にかかると差別が出てくる。その原因も除去してゆかねばならないと思えます。

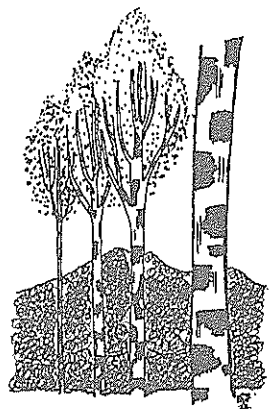
大部分が

国県の補助

問い・同和問題ではどのくらいの予算をつかっていますか。

財政課長、同和对策事業、補助金同和教育などがあり、分けて申しあげたいと思います。

同和对策事業によって、福祉館児童館、集会所、浴場などの施設



山火事には十分注意を

山火事の原因といえはなんといいてもたばこの火の不始末。今年1月の黒滝の山火事では、1本のたばこによって1,200万円という大きな被害を出しました。発生4件、被害額30万円の昨年の数字と比べるとたいへんな額です。このほか、植えて間もない樹木が痛められたりするといった苦情が地元からよせられています。これからは、ワラビ、ゼンマイ、イタドリなど山菜取りのシーズンになり、山に行く機会も多くなります。樹木を痛めたり、山火事の原因となるたばこの投げ捨てには十分注意してください。

53年4月開港は困難

県、用地・騒音対策を説明

★高知空港拡張問題★

市議会の高知空港対策調査特別委員会(島内正雄委員長)は二月十四日、西尾県企画部長、大原空港対策室長から「空港整備に関する事業説明」を受けました。同委員会は昨年十二月市議会で設けられ、新議員を含む十二人で構成されたもので、今回の会で第二回目を、空港部長と反対市民連合の面々もいて、会の当初から「県の説明があるとは聞いていなかった」「調査計画は委員会で決定すべきだ」「国・県は市の上司なので、そのワケ内でやると(委員長は)

十六年からの経過報告などがあり、今後の取り組みについて説明がありました。それが「用地問題は県土地開発公社、県が分担。また秋田川、田村川に本体が重なるので道路、用排水路など四十、四十五億円の補償工事を実施、本体工事は運輸省がやる。騒音問題は特定飛行場の指定が五、六月ごろにある予定だ。環境基準では地域類型IIに該当し、五十二年十二月までに75WEP以下にする必要があり教育施設、共同利用施設、民家などに防音工事が行われる。騒音対策としてはジェットエンジンの改良、エアバスのなどの大型化、運航方式の改良などが考えられている」とのこと。このあと質疑に入り、「中内知事は空港拡張をやるのか。特別委員

会と話し合う用意があるか。地元の納得を得ず強行するか。など、矢つぎ早やな質問。「南国市民には迷惑をかけるが県政発展のため、どうしてもやらしてもらいたい。市長・市議会との話し合いは喜んで応じたい。基本的には理解と協力が必要で市議会にも協力を求める」などの説明があったあと「開港予定は五十年から五十二年四月になっているが

変更はないか。特定飛行場の指定はジェット機就航後を予測してのものか。特別委員会の結論が出るまで用地取得、工事などを先行すべきではない。など応えて「用地取得などは地元で納付が得られれば別だが五十二年四月は困難と思つた。指定は整備後の騒音を予測して対策を実施して開港しよう。範囲は国・県の協議で区域指定する。知事も市長・市議会と話し合

い南国市の意向をくんでというのが基本的理念なので、整備事業もこの考え方で進められるものと思つた」と、応えがありました。なお、特別委員会は二月二十八日、運輸省当局に直接説明を求め対策調査活動に着手しました。

けたすべての家庭の幼児をみん無条件で入所させることはできません。また、保育の数の規定されている最低基準(満三歳に満たない幼児は六人に一人以上、満三歳から満四歳に満たない幼児は二人に一人以上、満四歳以上は一人に一人以上、満四歳以上)で保育を行っています。重大な財政危機に落ちいた今年

は、保育の数を増やすこともできず、退職者も補充できないといった苦しいなかで今後の保育行政を進めていかなければなりません。このよ、なことから五十一年度の保育所への入所については、多数の入所もれの幼児が出るのが予想されますが、十分ご理解ください。

保育管理係

狂犬病の予防注射と登録

4月1日から12日まで

■料金

- 定期登録 300円
- 定期予防注射 500円
- 獣医の巡回予防注射 1,300円
- 獣医宅での予防注射 1,000円
- 獣医の巡回および獣医宅での狂犬病予防注射では登録はなされていませんので、次の実施場所でもれた人は市役所公害環境課まで登録においでください。

次の日程で春の予防注射と51年度の犬の登録受付を行いますので、必ずしもよりの場所に犬をつけて時間内においでください。

狂犬病予防法により狂犬病の予防注射を年2回(4月・10月)、登録を毎年1回しなければなりません。もし登録または狂犬病の予防注射をしなかつたものは3万円以下の罰金に処せられることがあります。

月日	実施場所	時	時
4月1日(木)	西山公民館	午前	9:00~10:00
	長岡東部	"	10:20~11:20
	栄町中央福祉館	午後	1:30~2:00
4月2日(金)	明見保育所	午前	9:30~10:00
	竹中公民館	"	10:30~11:30
	南国市立体育館	午後	1:30~2:30
4月5日(月)	物部農協支所	午前	9:30~10:00
	日章公民館	"	10:30~11:30
	岩	午後	1:30~2:30
4月6日(火)	久枝公民館	午前	9:50~10:10
	前浜農協前校	"	10:30~11:30
	野田小学	午後	1:30~2:30
4月7日(水)	三和地区公民館	午前	9:00~10:00
	浜改中田公民館	"	10:30~11:20
	十市支所	午後	1:30~2:30
4月8日(木)	岡豊定林寺公民館	午前	9:30~10:00
	岡豊支所	"	10:20~11:20
	稲生地区公民館	午後	1:30~2:30
4月9日(金)	奈路公民館	午前	9:30~9:50
	岩農協前所	"	10:00~10:20
	領石支所	"	10:50~11:20
4月12日(月)	白木谷農協前所	午前	9:00~9:20
	上八京窪宅前所	"	9:30~9:40
	久礼田地区公民館	"	10:00~10:50
	南国中央青果市場	午後	1:30~2:00

■つり銭のいらぬようお願いします。■前回の狂犬病予防注射済証を必ず持参してください。

年金 ご存知ですか付加年金を

国民年金には付加年金という仕組みがあります。国民年金の保険料は一律に千円(今年四月から千四百円)の定額ですが、より高い保険料を納めてほしいから年金額をもっと増額してほしいという要望が出ています。付加年金は、この要望にこたえて、定額保険料のほかに付加保険料を納めることによって年金に一定の額を上積みする制度と

犬 不用犬の買上げ

不用犬の買上げは、中央保健所により定期的に毎月第二月曜日の九時三十分から十時までは市役所北側駐車場で行っています。日時を守って、必ず印鑑をもってきてください。保健所の野犬捕獲人が現在三人です。野犬の捕獲や不用犬の買上げが十分できないよう

保育 51年度保育所入所について

幼児の保育は、もともと両親の手によってその家庭で行われることが最も自然な姿であり、理想です。しかし、両親が働いているとか病気がかかっているために、幼児の保育を十分にできない家庭もあります。

日	一般・衛生行事	日	一般・衛生行事
21(日)	休日在宅医・川田医院(後免) 4-2801	1(木)	不燃物の収集(前浜、下島、久枝)
22(月)	岩村・日章乳児相談・9.00~12.00日章保健婦室 不燃物の収集(圓府、岩村)	2(金)	稲生乳児相談・10.00~3.00 稲生地区公民館 不燃物の収集(立田)
23(火)	不燃物の収集(笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原)	3(土)	不燃物の収集(田村)
24(水)	不燃物の収集(中島町、沖、山畠、吉田、常通寺島、江村小籠)	4(日)	休日在宅医・小松診療所(稲生) 5-8334
25(木)	不燃物の収集(植田、久礼田)	5(月)	後免・野田・大篠乳児相談・10.00~4.00市役所3階保健婦室 十市乳児相談・10.00~3.00十市支所 不燃物の収集(十市)
26(金)	不燃物の収集(植野、領石)	6(火)	不燃物の収集(里改田、片山)
27(土)	不燃物の収集(巖岩、上倉)	7(水)	不燃物の収集(浜改田)
28(日)	休日在宅医・川本医院(宇田) 4-2543	8(木)	不燃物の収集(稲吉、西窪、新川、鈴江)
29(月)		9(金)	不燃物の収集(山崎、八木、田井、関、竹中、西野々、住吉野、伊達野、南海学園)
30(火)		10(土)	不燃物の収集(篠原、明見)
31(水)			

延期されていきました固定資産課税台帳の縦覧期間が四月一日から四月二十日までと決まりました。

2月の交通事故

	件数	死者	傷者
2月の事故	18件	1人	32人
昨年(2019)の2月	16件	1人	25人
ことしの累計	34件	2人	57人

交通事故は110番へ

火災と救急

	火災件数	被害額	救急件数
2月の件数	2件	177万円	55件
昨年(2019)の2月	2件	601万円	44件
ことしの累計	6件	1,417万円	141件

火災と救急は119番へ